

令和9年度 外国人受入環境整備交付金に係る提言

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）において、

「政府においては、今後も国民や我が国に適法に在留する外国人等の声に耳を傾けながら、地方公共団体、民間企業、民間団体等、関係機関とも連携の上、不断の見直しをしつつ、一体となって外国人との秩序ある共生社会の実現を目指していく」こと、また、「地方公共団体からの意見・要望等を整理し、外国人受入環境整備交付金についての見直し等、一元的相談窓口の改善に向けた方策を検討するなど、国と地方公共団体が連携して課題に取り組む。」ことが示されている。

しかしながら、全国的に在留外国人が増加しているにもかかわらず、令和8年度までの外国人受入環境整備交付金においては、相談員等の人件費が事業費の大きな割合を占める中、申請額に対して大幅に減額される事例があり、その結果、相談体制の縮小や相談員の確保が困難となるほか、限りある自主財源により相談員の人件費等を補填せざるを得ないなど、自治体から委託等を受けて事業を実施している地域国際化協会においては、交付金の趣旨に沿った一元的相談窓口の設置・運営に支障が生じている。

については、地域国際化協会において、外国人受入環境整備のための一元的相談窓口体制の構築・拡充、維持・運営を着実に実施できるよう、下記事項について必要な措置を講じること。

記

- 1 外国人受入環境整備交付金について、自治体に対する十分な財政措置を講じること。
- 2 交付限度額の上限を引き上げ、地域の人口規模等による行政サービスの格差が生じることなく、一元的相談窓口を安定的かつ円滑に運営できるような十分な財政措置を講じること。
- 3 交付率については、交付要綱が定める率（対象経費の10分の10又は2分の1）を遵守し、取扱要領に基づく交付基準による減額を行わないこと。
- 4 外国人受入環境整備交付金の見直しに当たっては、自治体及び地域国際化協会をはじめとする関係者の意見を十分に踏まえること。

令和8年8月4日

地域国際化協会連絡協議会

会長 神田 真秋

